

## 早めに知りたい！退職時の貸付金の取扱いについて

共済から貸付けを受けている皆さまは、給料やボーナスから「共済償還金」として控除されています。  
退職時に残っている償還金は退職手当から控除されます。退職手当からの控除に係る手続は不要です。

### 退職手当から控除される金額の内訳

【令和5年3月末に退職し、令和5年4月19日に退職手当支給の場合】

次の①から④の合計額が控除されます。

毎月償還分	①令和5年3月末時点の未償還元金 + ②4月分利息
ボーナス償還分	③令和4年12月末時点の未償還元金 + ④1月～4月分経過利息

### 退職手当から全額又は一部金額が控除できない場合は

「納付通知書」を御自宅に送付します。指定の期日までに振込んでください。

### 退職前に一括返済したい場合は

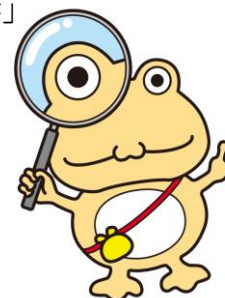
全額繰上償還を御利用ください。

返済希望月の前月20日必着（20日が土日祝日の場合は前日）で、「全額繰上償還申出書」を共済組合に提出してください。【下記注意事項参照】

例：11月18日（金）締切で「全額繰上償還申出書」を提出する場合

- ① 12月初旬に共済組合から納付通知書が届く。
- ② 12月の給料とボーナスから定期償還分が控除される。
- ③ 12月20日までに12月末の未償還元金を共済組合に振込む。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。



全額繰上償還の 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 1月返済月分の提出締切は12月13日（火）必着です。</li> <li>● ボーナス併用償還をしている場合は、11月返済月（10月20日（木）提出締切分）については申込できません（12月ボーナス控除手続のため）。</li> <li>● 令和4年度末（令和5年3月31日付け）で退職される方は、退職手当からの控除手続の関係上、最終締切日は令和5年1月20日（金）となります。</li> <li>● 住宅貸付け等で、所得税に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けている場合は、繰上償還を行うと特別控除の対象から外れる場合がありますので御注意ください。（住宅借入金等特別控除については、所轄の税務署にお問合せください。）</li> </ul>
-----------------	--

## 一部繰上償還の申込みは12月13日（火）必着です

一部繰上償還は年2回（6月締切、12月締切）のみの受付です。一部繰上償還を希望する場合は、「一部繰上償還申出書」を12月13日（火）必着で共済組合に提出してください。

※ 詳細はお問合せ、もしくはホームページを御覧ください。